

くらしの情報誌

# くらしの広場

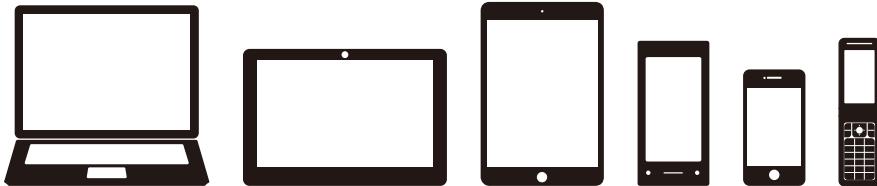
2015年  
秋号

No.332号

品川区消費者センター ☎5718-7181 品川区大井1-14-1 大井1丁目共同ビル4階

## 通信サービスに関するトラブルにご注意!!

〈便利な通信サービス！しかし複雑で分かりにくいという声が…！〉



### 光コラボレーション（光卸）とは！

NTT 東西が平成27年2月1日から光サービスの「卸売」を開始しました。これを受けて多くの通信事業者が、NTT 東西から通信設備を借り受けて提供する光電話やプロバイダサービス、携帯電話などを組み合わせ、より便利なサービスを提供することになりました。これを光コラボレーションといいます。とはいって、この光コラボレーションについては、まだあまり理解されない面がありますので、注意点を紹介します。

このサービスは、従来の工事等を伴う光サービスへの乗換えとは異なり、「転用」という簡易な手続きによりサービスの乗換えが可能となります。利用する方は NTT 東日本へ申し出をして転用承諾番号の取得が必要です。また、契約先は光コラボレーション事業者になります。

既に卸売の提供を受けた光コラボレーション事業者が電話勧誘等で光サービスの営業活動を始めており、利用者が十分に理解しないまま手続きが完了してしまい、意図しない結果になるケースも出てくると思われます。

#### 〈契約する時の注意点〉

- ・通信回線契約は内容が複雑なので、よくわからないままその場で契約せず、十分考えてから契約しましょう。
- ・プロバイダを変える場合は、契約解除料が発生したり、転用後はメールアドレスが変更になることがあります。
- ・転用は1回のみ。「元に戻したい！」と言っても、新たに契約をする必要があり、その場合電話番号が変わり、契約解除料、工事代等が発生する事もあります！
- ・通信回線契約にはクーリング・オフの制度はありません。

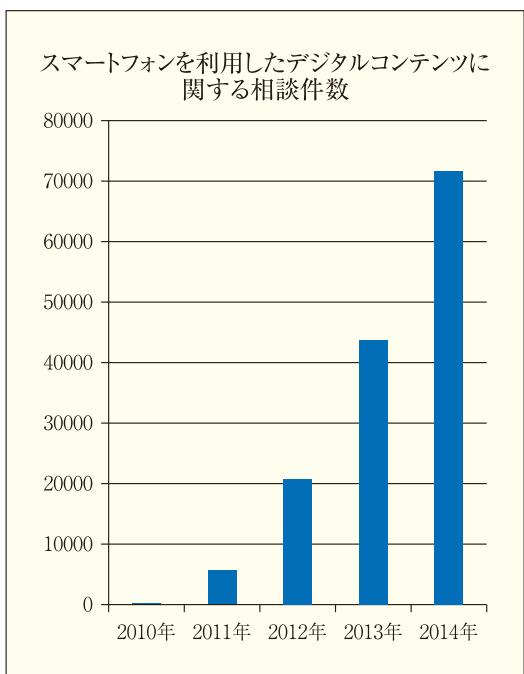


スマートフォンを利用したデジタルコンテンツの相談が急増!!  
(※アダルトサイトやサクラサイトなど、ご注意を!!)



## スマートフォンでのワンクリック請求に注意!

★スマートフォンで有料と分からず、動画サイトへアクセスし、年齢確認をタップしたところ突然、登録完了とともに料金請求の画面が出てきたという相談が多く寄せられています。慌てて検索画面を閉じても開くとまた登録完了画面が出てくるため焦ってしまいます。



(国民生活センター 2014年・年報より)



[誤作動登録の方]、[退会希望の方]という項目を見つけて、業者にメールや電話で連絡することで電話番号やメールアドレスが業者に知られてしまい、さらに不安になった人もいます。

なかには、どうにかしようとインターネットで検索した救済してくれるというサイトへ相談し高額料金を支払ってしまった人もいます。

慌てないで!!

業者へ連絡をしないで!!

何かあったら消費者センターへ相談を!!

履歴を消していくば、問題なく登録完了画面は削除することができます。

詳しくは下記を参考にして下さい。

※詳しくは IPA(独立行政法人 情報処理推進機構) のHPの情報セキュリティーで!

- 2015年4月1日の呼びかけ「スマートフォンでのワンクリック請求の新しい手口にご用心」の中に考え方・詳しい削除の方法が書かれています。
- パソコン画面に貼りついた登録完了画面の削除方法も IPAの HP に載っています。  
検索画面で《IPAシステムの復元》と検索すると windows での削除手順が載っています。

★最近では、同じようにスマホで動画を見ていると、カメラのシャッター音を出し、写真を撮られたと勘違いさせ不安にさせるケースや、「ウイルスに感染しています」という音声が出るケースもあるそうです。あの手この手でアクセスした人を不安にさせ、お金を振り込ませるのが目的です。危ないサイトへはアクセスしないように、日頃から注意しておきましょう。

## ——「デジタルコンテンツの架空請求メール」は相手にしないで！——

★携帯電話やスマートフォンに、SMS(電話番号で送れる短いメール) やEメールで「デジタルコンテンツの退会がされてないため訴訟手続きを取る」という脅しのようなメールが届いたが、放置しても大丈夫か？という相談が多く寄せられています。沢山の人に一斉にメールを送り、反応してきた人に連絡を取らせようとするものです。

※そのようなメールが届いても無視して、決して連絡を取らないようにして下さい。

## —— サクラサイトにだまされないで!! ——

★ある日、スマートフォンに知らないところから「悩みを聞いてくれたらお礼に高額なお金をあげる」というメールが届きます。興味がありサイトへ誘導され、やり取りをするためにサイトのポイントを買うように指示を受けます。お金もらうために次々に決済し、高額な被害になったという相談が後を絶ちません。この被害で多重債務に陥った人もいます。

★銀行振り込み、決済代行業者を経由したクレジットカード決済、コンビニ決済などで支払わせようとなります。中には日本語のサイトなのに運営業者は海外にあり、その決済代行業者も海外の業者で救済できない場合もあります。お金をもらえるどころか、ポイント代のため数十万、数百万、数千万円を騙し取られた人もいます。

★最近では、インターネットで利用できるプリペイドカードを、近くのコンビニ等で買ってくるように指示し、カードに書いてある数字や、アルファベットを伝えるように言ってくるケースが、急速に増加しています。注意が必要です。



(出典：国民生活センターより)

### 〈消費者ホットライン 188〉

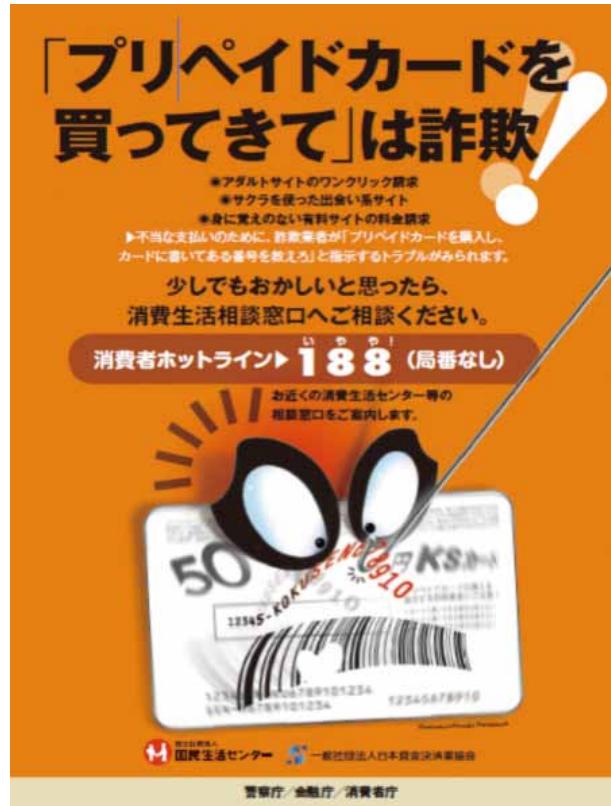
消費者庁が7月1日よりスタートした

「188（いやや！）」は覚えやすい、3桁の電話番号です。

電話をかけると、お住まいの郵便番号を入れる  
ようアナウンスが流れ、最寄りの消費者センターへつながります。

品川区の場合、品川区消費者センターの相談窓口へつながります。

(相談窓口の03-5718-7182へ直接電話されるのと同じです)



# お知らせ

## 消費生活教室のご案内

### ①「料理教室～乳製品を使って、おせち料理を作つてみよう」

日時：11月25日（水）

午前10時～午後1時

場所：きゅりあん4階調理講習室

### ②「あったか大作戦！」

#### ～冬の暖房費節約のアイディアを学ぶ～

日時：12月1日（火）

午後2時～4時

場所：区役所第二庁舎3階 啓発展示室

申込詳細は①は11/1号 ②は11/11号の区広報をご覧ください。

## 資料コーナーのご案内

消費者センターには、消費生活に関する図書・雑誌・DVD等があります。資料はその場で閲覧できますが、雑誌以外は貸し出しあってます。1人3点まで、3週間借りられます。



## おもちゃの病院に行こう!!

ボランティアの方々がこわれたおもちゃをなおします。

場 所：消費者センター4階

開催日：毎週土曜日

午後1時から午後3時30分

（受付は午後3時まで）

※休診になるときもありますので、事前にお問合せください。

☎03-5718-7181

12月19日(土)は  
サンタが  
やっこくるよ!



## 高齢者の消費者被害を防ぐために地域での見守りにご協力を！

～お近くにこんな高齢者はいませんか！～

★見慣れない人が、家にたびたび出入りしている。

★家に新しい商品があり、お金に困っている様子が見られる。

★宅配の荷物が頻繁に届いている。など

なんだか様子がおかしいな？と思ったら、まず一声かけてみてください。そして、消費者センターへの相談をすすめてみてください。



## 困ったときは、消費者センターにご相談ください。

毎日生活している中で起る契約や商品に関するトラブルや疑問など、一人で悩まないでください。消費生活相談員が公正な立場に立って、解決の糸口や問題点を見出すお手伝いをいたします。

## 消費生活相談専用ダイヤル ☎03-5718-7182

受付時間：月～金曜日 午前 9:00～午後4:00

第4火曜日 午後 4:00～午後7:00（電話のみ）

土曜日電話相談 午後12:30～午後4:00（祝日休み）

消費者センターの主な仕事や、消費生活相談の内容については品川区ホームページをご覧ください。